

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス春日井居宅
所在地	愛知県春日井市八田町 7-1-13 坂井ビル 2 階
指定事業所番号	2372500799
電話番号	0568-84-9111
F A X	0568-84-8981
管理者氏名	許田 征仁
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	春日井市・瀬戸市・名古屋市（守山区・北区）・小牧市・豊山町

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 （2024年6月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	5 人以上	（うち 1 名管理者と兼務）	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み） 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。 (3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。 (4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。 (5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。 (6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	特定事業所加算Ⅱ 介護度 1・2 15,702 円 介護度 3・4・5 19,089 円	特定事業所加算Ⅱにより 4,386 円の加算になります。
加算項目	初回加算 3,126 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,605 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,084 円 退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円 通院時情報連携加算 521 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ1 4,689 円 ・退院退所Ⅱ1 6,252 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ2 6,252 円 ・退院退所Ⅱ2 7,815 円 ・退院退所Ⅲ 9,378 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料	

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(6級地)1単位：10.42円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	許田 征仁
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	0568-84-9111
FAX番号	0568-84-8981

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-955-1227
名古屋市 市役所 介護保険課	052-972-2595
春日井市役所 介護・高齢福祉課	0568-85-6921

北区 区役所 福祉課	0 5 2-9 1 7-6 5 2 6
守山区 区役所 福祉課	0 5 2-7 9 6-4 6 0 5
小牧市役所 介護保険課	0 5 6 8-7 6-1 1 9 3
瀬戸市 高齢者福祉課	0 5 6 1-8 8-2 6 2 1
豊山町 福祉課	0 5 6 8-2 8-0 1 0 0

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 許田 征仁
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) **身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に**、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。

- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。
- (6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

17. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

[愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索

